

## 奈良市教育振興戦略懇談会開催要項

(趣旨)

第1条 本市における教育行政の推進に当たり、グローバルな視点、斬新な視点からの意見または助言を求めため、奈良市教育振興戦略懇談会(以下「懇談会」という。)を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見または助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 奈良市の「質の高い公教育」の実現に向けた取り組みに関する事項
- (2) 時代に対応した教育改革の方針に関する事項
- (3) その他、教育行政の振興に関し、教育長が意見等を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから、懇談会への出席を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) その他教育長が必要と認める者

2 前項の場合において、教育長は、原則として、同一の者に継続して懇談会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、教育政策課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要項に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要項は、平成26年12月17日から施行する。